

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務名 令和7年度土木行政システム機能改修業務委託
- 2 契約期間 契約締結の日 から 令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 佐賀県県土整備部入札・検査センターが指定した場所
又は受託者の申請により同センターが認めたところ。
- 4 契約金額 ¥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥ ー)
- 5 契約保証金 要 佐賀県財務規則第115条による。
*契約保証金は〇〇円とする。
*佐賀県財務規則第115条第3項第〇号の規定により免除する。
*他

上記の委託業務について、委託者 佐賀県を甲とし、受託者 〇〇を乙として、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(目的)

- 第1条 乙は、別添「令和7年度土木行政システム機能改修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託業務を履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定めるものとする。但し、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(法令の遵守)

- 第2条 甲及び乙は、業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(権利の帰属)

第4条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(著作者人格権)

第5条 乙は、本調達により受注した業務に関し、甲及び甲の指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 乙の有する前項の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲から請求があったときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

(権利不行使の保証)

第6条 乙は、甲又は甲の指定する者が、本件成果物を用いて本件業務及び本件業務の目的に沿った事業（本件契約終了後の事業を含む。）を実施するにあたり、乙が所有する著作権、特許権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）に基づいて、甲又は甲の指定する者に対し、自ら権利侵害であるとの主張をせず、並びに乙の従業員及び再委託された場合における再委託先の従業員に権利侵害の主張をさせないことを保証する。

2 乙が前項の著作権等を第三者に承継させる場合に、乙は、当該承継人から甲又は甲の指定する者に対し、権利侵害の主張をさせない旨保証する。

3 前2項の規定は、本件契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

(機密保持)

第7条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し又は第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項の規定に拘わらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

(1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

(2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

(3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

3 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

5 甲は、乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する。

6 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

7 乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第5項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

8 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の称号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第 10 条 乙が委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(検査及び履行の完了)

第 11 条 乙は、本委託業務完了後、甲に対して仕様書に定める業務完了報告書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の報告内容について問題がないと判断した場合に業務を完了と認め、乙に委託業務完了の通知を行うものとする。

(委託料の支払)

第 12 条 乙は前条の規定による委託業務完了の通知を受けたあと、本委託業務の支払に係る請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰する事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、遅延日数について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約不履行の場合の措置)

第 13 条 乙の責に帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の損害金は、委託料に対して遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た金額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により前条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(委託業務内容の変更等)

第 14 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定

める。

(甲の契約解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。
- (2) 乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (4) 甲が相当期間を定めて催告した後も乙の債務が履行されないとき。
- (5) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であると判明したとき、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(乙の違約金)

第 16 条 前条の規定により甲が契約を解除したとき、乙は、委託料の 10/100 の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

- 第17条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務の適正な遂行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

(甲の違約金)

- 第18条 前条の規定により乙が契約を解除したとき、甲は、委託料の10/100の金額を違約金として乙の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定による違約金の徴収は、乙の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 第1項の規定により乙から違約金の請求を受けた場合において、甲が乙の定めた期限までに支払わないときは、甲は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を支払わなければならない。

(契約内容の不適合責任)

- 第19条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第11条の規定による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(損害賠償)

- 第20条 乙の責に帰すべき理由により生じた瑕疵によって甲及び第三者に損害が生じた場合には、乙は損害賠償責任を負うものとする。

- 2 甲の責に帰すべき理由により契約が解除された場合に、乙に生じた損害に対しては甲が損害賠償責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 21 条 この契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

2 この契約に関する紛争は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(費用の負担)

第 22 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(補則)

第 23 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
氏名 佐賀県県土整備部
入札・検査センター
センター長 寺崎 みゆき

乙 住所
氏名